平成２３年（フ）第６６４号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目124番地
オーデブラン博多南305号
債務者　徐　　立分
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６６９号
福岡市早良区田隈３丁目26番33号
債務者　高地　　稔
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８８号
福岡市中央区鳥飼３丁目14番１号
債務者　岡本　弓子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１１号
福岡市西区下山門団地24番303号
債務者　吉田　昌彦
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１２号
福岡市西区下山門団地24番303号
債務者　吉田さゆり
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２３号
福岡県太宰府市宰府２丁目６番２―302号
債務者　木白　宏昭
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２８号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央４丁目７番５号
債務者　小松　美紀
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３５号
福岡市西区大字田尻52番地２
債務者　池田　隆信
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４１号
福岡市南区柏原１丁目10番66号
債務者　宮下　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６０号
福岡市東区名島４丁目９番27号
債務者　杉原　整司
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７４号
福岡市中央区福浜２丁目２番１―102号
債務者　佐藤　晶子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７５号
福岡市南区若久団地29番202号
債務者　入江眞由美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８９号
福岡県筑紫野市大字原166番地37
債務者　下大迫正文
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９０号
福岡県大野城市若草４丁目６番20号
債務者　吉永　四郎
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０１号
福岡市早良区室見１丁目１番３号
債務者　田中　富男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２５号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目６番11―205号
債務者　井上　蓮男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２６号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目６番11―205号
債務者　井上ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２８号
福岡市東区塩浜１丁目28番11―201号
債務者　中野　勝一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部